

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

本校の基本姿勢

- ① いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、全ての大人が連携し、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関等と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。
- ⑥ いじめ防止のための達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。
- ⑦ 「いじめ防止基本方針」の保護者、地域、関係機関等に周知する。

いじめに係る達成目標

『いじめはどんな理由があっても許されない』と回答する生徒・・・100%
『いじめ見逃さない率』及び『いじめ解消率』・・・100%

Plan

学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 生徒、保護者、関係機関等への周知と説明

① いじめの防止

- ア 計画的ないじめ未然防止の指導
- イ 生徒主体の取組の推進
- ウ 教職員のいじめの問題の特性の理解
- エ 保護者・地域への広報と共通認識の醸成

② いじめの早期発見

- ア 全教職員による丁寧な日常的な観察
- イ 生徒や保護者が相談しやすい体制づくり

③ いじめへの対処

- ア いじめられた生徒
必ず守り通すという姿勢
- イ いじめた生徒
行ってはいけない行為の自覚を促す指導

④ いじめの解消

- (ア) 少なくとも3ヵ月いじめが止んでいること
- (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

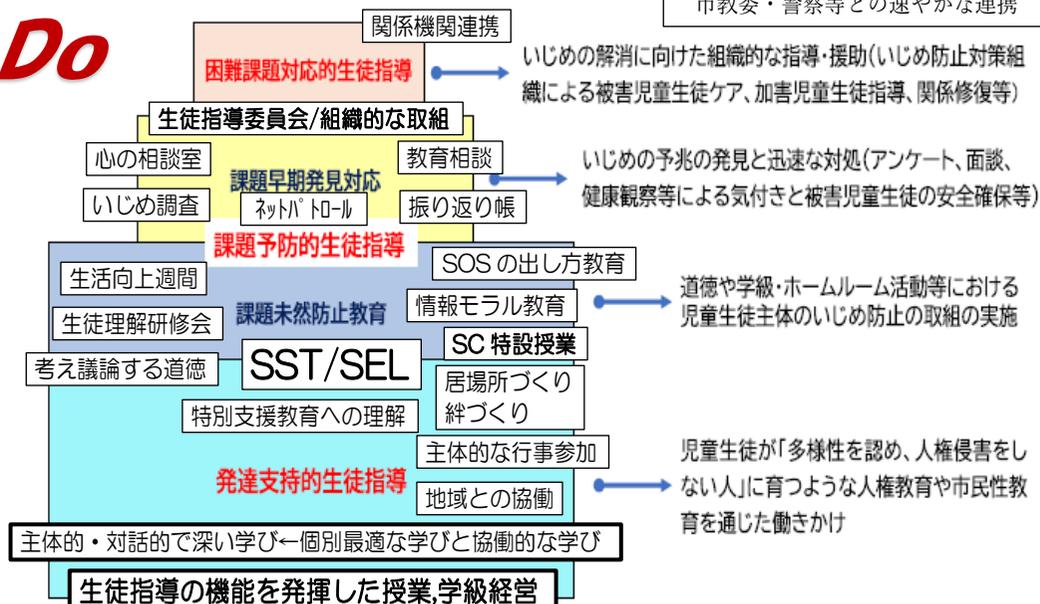
⑤ 家庭や地域との連携

- ア いじめの問題に関する共通理解の充実

⑥ 関係機関との連携

- ア 地域団体、地域の関係機関と連携と協働
- イ 明野小学校との連絡・協力体制の構築

Do



市教委・警察等との速やかな連携

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助(いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等)

いじめの予兆の発見と迅速な対処(アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等)

道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

重大事態への対応

≪重大事態≫

- 1 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

生徒指導委員会

＜構成員＞
校長、教頭、教務主任、生指主任、学年主任、CO、養教、(担任、SC)
＜開催＞
定期(2カ月に1回)
必要な場合
＜所管＞
実施計画、マニュアル等の作成・点検・評価・改善、組織体制の構築、いじめ認知・対処方針策定・承認・調査

Check

学校評価における取組状況や達成状況の評価と改善
○取組状況の学校評価の評価項目への位置付け

評価結果を踏まえた取組の改善
○保護者、地域住民、関係機関等の参画、生徒の意見の参考

Action

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取組	情報モラル教育① ○生徒理解研修 ◆生徒指導委員会	SST① 二者懇談 ○生徒理解研修 ◇学校運営協議会	情報モラル教育② 教育相談 ・いじめアンケート ・教育相談アンケート ◆生徒指導委員会	SOSの出し方教育① 三者懇談(3年) 苫小牧いじめサミット 生活向上週間 ・学校評価生徒アンケート	◇学校運営協議会 ◆生徒指導委員会	こころの授業	SST② 教育相談(3年) ○生徒理解研修 ・教育相談アンケート ◇エリア会議 ◆生徒指導委員会	情報モラル教育③ ・いじめアンケート ◇学校運営協議会	SOSの出し方教育② 生活向上週間 三者懇談(3年) ・学校評価生徒アンケート ◇エリア会議 ◆生徒指導委員会	教育相談(12年) ・教育相談アンケート	情報モラル教育④ ◇学校運営協議会 ◆生徒指導委員会	○明野小引継ぎ